		第三十五条の十七第二項			第三十五条の十八	附則第六条の十一第一項		
徴収取扱費基礎額	金額	法第七十二条の百四	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間の次	徴収取扱費基礎額	（以下この条	、当該各徴収取扱費算定期間内
平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	金額との合計額	平成二十八年十二月から平成二十九年旧地方税法第七十二条の百四の規定により算定した徴収取扱費基礎額に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により算定した徴収取扱費基礎額を加算した額とする。）平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額に相当する額（次項において「旧法還付金等」という。）を還付された場合において、当該旧法還付金等の還付に係る旧地方税法附則第九条の七第二項の規定により算定した徴収取扱費基礎額（同項の規定により当該徴収取扱費基礎額とみなされた場合には、当該旧法還付金等の還付に係る旧地方税法附則第九条の七第二項の規定により算定した徴収取扱費基礎額）を超えるときは、当該超える額を加算した額（当該超える額が同年三月に還付されたものとみなされた場合には、当該超える額を加算した額）を超える場合に限る。）を還付した日の属する同年四月及び五月	同年四月及び五月	同年四月から八月まで	平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	（次項	、平成二十九年三月に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定によりし当該道府県に払うべきの譲渡割とし納付された額の総額（同条の七第二項の規定により算定した徴収取扱費基礎額）を超えるときは、当該超える額を加算した額（当該超える額が同年三月に還付されたものとみなされた場合には、当該超える額を加算した額）を超える場合に限る。）を還付した日の属する同年四月及び五月	

			附則第六条の十一第二項			附則第六条の十二			
	（当該各徴収取扱費算定期間内	二十二分の十	徴収取扱費基礎額	金額	法附則第九条の七	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間の次	徴収取扱費基礎額
付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により算定した徴収取扱費基礎額（当該加算した額とする。）に相当する額（次項において「旧法還付金等」という。）を還付された場合において、当該旧法還付金等の還付に係る旧地方税法附則第九条の七第二項の規定により算定した徴収取扱費基礎額（同項の規定により当該徴収取扱費基礎額とみなされた場合には、当該旧法還付金等の還付に係る旧地方税法附則第九条の七第二項の規定により算定した徴収取扱費基礎額）を超えるときは、当該超える額を加算した額（当該超える額が同年三月に還付されたものとみなされた場合には、当該超える額を加算した額）を超える場合に限る。）を還付した日の属する同年四月及び五月	同年四月及び五月	同年四月から八月まで	平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額						
	平成二十八年十二月から平成二十九年旧地方税法第七十二条の百四の規定により算定した徴収取扱費基礎額（当該加算した額とする。）に相当する額（次項において「旧法還付金等」という。）を還付された場合において、当該旧法還付金等の還付に係る旧地方税法附則第九条の七第二項の規定により算定した徴収取扱費基礎額（同項の規定により当該徴収取扱費基礎額とみなされた場合には、当該旧法還付金等の還付に係る旧地方税法附則第九条の七第二項の規定により算定した徴収取扱費基礎額）を超えるときは、当該超える額を加算した額（当該超える額が同年三月に還付されたものとみなされた場合には、当該超える額を加算した額）を超える場合に限る。）を還付した日の属する同年四月及び五月	金額との合計額	平成二十八年十二月から平成二十九年旧地方税法第七十二条の百四の規定により算定した徴収取扱費基礎額（当該加算した額とする。）に相当する額（次項において「旧法還付金等」という。）を還付された場合において、当該旧法還付金等の還付に係る旧地方税法附則第九条の七第二項の規定により算定した徴収取扱費基礎額（同項の規定により当該徴収取扱費基礎額とみなされた場合には、当該旧法還付金等の還付に係る旧地方税法附則第九条の七第二項の規定により算定した徴収取扱費基礎額）を超えるときは、当該超える額を加算した額（当該超える額が同年三月に還付されたものとみなされた場合には、当該超える額を加算した額）を超える場合に限る。）を還付した日の属する同年四月及び五月	同年四月及び五月	同年六月から八月まで	平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額			